

経営管理実施権の設定を受けると及び集約化構想において経営管理の受け手となることを希望する民間事業者の公募等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第36条の規定に基づき、経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けるとを希望する民間事業者（以下「意欲と能力のある林業経営者」という。）及び法第44条の規定に基づき法第43条に規定する集約化構想が定められる場合に当該集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者（以下「適合事業者」という。）の公募及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公募の区域)

第2条 公募の区域は、富山県全域とする。

(公募の期間)

第3条 公募の期間は、毎年2月1日から3月10日までとする。開始日及び最終日が土曜日・日曜日などの閉庁日にあたる場合には、その翌開庁日とする。
ただし、令和8年については、6月10日から7月21日までとする。

(応募資格)

第4条 公募に応募できる民間事業者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 自己又は他者の保有する森林において、中長期にわたって継続的な経営管理を行うために必要な権原を取得し、当該権原に基づき、事業主自身又は直接雇用している現場作業職員若しくは他者へ請け負わせることにより、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を実施している又は実施しようとしている者
- (2) 法人格を有する者（以下「法人」という。）にあっては、県内に主たる営業所を有する者
- (3) 法人格を有しない者（以下「個人」という。）にあっては、直近の3年間、県内での林業生産活動の実績を有する者
- (4) 県税及び市町村税（全税目）について未納の税額がない者

(提出書類)

第5条 公募に応募しようとする民間事業者（以下「申請者」という。）は、申請書（別記様式第1号）を知事に提出するものとする。

2 申請書には、必要に応じて次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
ただし、既に「意欲と能力のある林業経営者」又は「適合事業者」として公表された民間事業者がもう一方において公表を希望した場合は、要件に適合することが確認

できている情報と同一の事項で、内容の変更がないものに係る記載又は書類の提出を省略することができる。

- (1) 基本情報（別記様式第2号）
 - (2) 経営管理に関する情報（別記様式第3号）
 - (3) 経理的な基礎に関する情報（別記様式第4号）
 - (4) 登記事項証明書（申請者が法人の場合）
 - (5) 住民票の写し（申請者が個人の場合）
 - (6) 共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し
 - (7) 森林経営プランナー認定書の写し
 - (8) 主伐後の再造林の確保に関して連携する民間事業者との協定書等の写しや主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施することが確認できる書類
 - (9) 請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類
 - (10) フォレストマネージャー、フォレストリーダー、林業技能士（1級又は2級）を証明する書類の写し
 - (11) 伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し
 - (12) 社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
 - (13) 修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類
 - (14) 労働災害の再発防止策が定められた書類の写し
 - (15) 森林所有者や請負事業者と取引条件を明示した契約書等の写し
 - (16) 個人情報の取り扱いに関する要領等の写し
 - (17) 直近3年分の貸借対照表及び損益計算書の写し（申請者が法人の場合）
 - (18) 直近3年分の青色申告決算書等の写し（申請者が個人の場合）
 - (19) その他
- 3 申請書は、法人にあつては主たる営業所の所在地、個人にあつては主たる林業生産活動の所在地を所管する農林振興センターを経由して、第3条に規定する公募の期間内に知事に提出するものとする。
- 4 申請書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（判断する基準）

第6条 法第36条第2項の要件及び法第44条の2項の要件に適合するか否かを判断する基準は、別紙「経営管理実施権の設定を受けること及び集約化構想において経営管理の受け手となることを希望する民間事業者の選定基準」のとおりとする。

（応募内容の整理）

第7条 知事は、申請書の提出があつたときは、申請者が経営管理実施権の設定を受けること及び集約化構想において経営管理の受け手となることを希望する区域ごとに、応募内容を申請者名簿（別記様式第5号）に整理するものとする。

- 2 申請者名簿には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 整理番号及び整理年月日
- (2) 申請者の名称、住所及び代表者氏名
- (3) 第5条第2項第1号から第3号までに掲げる事項

(市町村による事業者の推薦)

第8条 知事は、申請者名簿を申請者が経営管理実施権の設定を受けること及び集約化構想において経営管理の受け手となることを希望する区域を所管する市町村に提示するものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により提示された情報を踏まえ、法第36条第2項及び法第44条第2項の規定に基づき県が公表する民間事業者にふさわしい者を推薦することができるものとする。
- 3 知事は、前項の規定による市町村の意向を踏まえ、第6条の判断する基準に基づき、申請者が法第36条第2項及び法第44条第2項の要件に適合するか否かを判断するものとする。
- 4 前項の規定により、法第36条第2項の要件に適合すると認められた者は意欲と能力のある民間事業者名簿（別記様式第6-1号）に登載するものとする。また、法第44条第2項の要件に適合すると認められた者は適合事業者名簿（別記様式第6-2号）に登載するものとする。
- 5 意欲と能力のある民間事業者名簿及び適合事業者名簿には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 整理番号及び整理年月日
 - (2) 申請者の名称、住所及び代表者氏名
 - (3) 申請者が経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域、及び、集約化構想における一体経営管理森林木域内の森林について経営管理行う希望区域
 - (4) 有効期間

(意欲と能力のある能力のある林業経営者及び適合事業者名簿の公表)

第9条 知事は、県のホームページにおいて意欲と能力のある林業経営者名簿及び適合事業者名簿を公表するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による公表の前に、意欲と能力のある林業経営者名簿及び適合事業者名簿への登載について（別記様式第7号）申請者に通知するものとする。
- 3 公表内容の有効期間は3年とする。
- 4 公表内容の更新を希望する意欲と能力のある林業経営者名簿及び適合事業者名簿は、公表内容の有効期間終了日の2か月前までに第5条記載の書類（申請書及び添付書類）を知事に提出するものとする。

(実施状況の確認)

第10条 知事は、公表後に法第36条第2項及び法第44条第2項に規定する要件に適

合するか否かについて毎年度審査するものとする。

(変更の届出)

第 11 条 意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者は、公表内容に変更があったときは、変更届（別記様式第 8 号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合には、速やかに意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者名簿を修正し公表するとともに、関係する市町村に通知するものとする。

(公表の取りやめ)

第 12 条 知事は、意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者の情報についての公表を取りやめるものとする。

(1) 公表後に法第 36 条第 2 項及び法第 44 条第 2 項に規定する要件に適合しなくなったと認められる場合

(2) 意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者が、法人にあってはその消滅、解散等が確認された場合

(3) 意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者が、個人にあってはその死亡が確認された場合

(4) 意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者からの申出があった場合

(5) 申請書又は変更届の内容に虚偽の記載が確認された場合

(6) その他知事が定める場合

2 知事は、前項の規定により公表を取りやめたときは、速やかに当該意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者及び関係市町村に別記様式第 9 号により通知するとともに、県のホームページにおいて当該意欲と能力のある林業経営者及び適合事業者名及び公表を取りやめた理由を公表する。ただし、前項第 3 号の場合は除く。

附 則

この要領は、2019 年 4 月 1 日から施行する

この要領は、2020 年 4 月 1 日から施行する

この要領は、2021 年 1 月 25 日から施行する

この要領は、2022 年 2 月 1 日から施行する

この要領は、2026 年 6 月 1 日から施行する